平成２８年（フ）第１４１号
兵庫県川西市花屋敷１丁目５番18―606号、前住所兵庫県川西市花屋敷山手町３番15号
債務者　鈴木　　要
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
広島県呉市宮原８丁目９番29号
債務者　今村　哲雄
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６９号
広島県呉市宮原９丁目２番40―206号
債務者　有田みゆき
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１３１号
徳島県小松島市小松島町字中筋12番地の23、旧住所徳島県小松島市横須町11番130号
債務者　近藤　　慎
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1237番地１　ポライトリーＮＯＺＯＭＩ　Ｂ103号
債務者　兼田　浩仁
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県たつの市龍野町北龍野235番地８
債務者　三木久美子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第６４２号
神戸市灘区楠丘町１丁目２番３号20Ａ
債務者　長谷川昌美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５３号
神戸市須磨区東落合２丁目19番304―512号
債務者　下田　文代
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６１号
神戸市灘区鶴甲３丁目５番30―106号、住民票上の住所兵庫県川西市下加茂１丁目13番３号
債務者　山根　　徹（旧姓鬼塚）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１３号
名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅212号
債務者　井上　　亘
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３号
青森県十和田市西十五番町13番51号、申立時の住所青森県上北郡七戸町字森ケ沢41番地２
債務者　佐藤　友美（申立時の姓小又）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
大分県佐伯市船頭町15番21号　コーポ花園302
債務者　後藤　千鶴（旧姓永安）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目13番21―41号　県営藤望１Ａ１―41
債務者　児玉　由美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第３６１号
千葉県市川市富浜３丁目６番８号　（アゼリアNo.５―523号）
破産者　宮嶋　映子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１７号
千葉県船橋市前原東２丁目１番14号　奥村荘103号
破産者　和佐　陽子（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３９号
千葉県船橋市海神４丁目29番16号　ロフティウッドNo.１―101号
破産者　清水加奈江
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５２号
千葉県市原市君塚５丁目２番地８　シティーハイツ根本Ｂ102
破産者　石田　眞澄
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係